

令和4年11月25日

唐津市内の教育・保育施設をご利用の保護者の皆様へ

唐津市長 峰 達郎
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る対応（第11版）

感染時などの利用自粛のお願い

下記①～⑤の場合は、教育・保育施設の利用を自粛していただきますようお願いいたします。その際は、施設への連絡をお願いいたします。

① 子どもや同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

利用自粛期間：国の定めた基準による療養期間または自宅待機期間

② 子どもや同居家族が医療機関のPCR検査を受ける場合(抗原検査を除く)

利用自粛期間：検査することが決定してから、PCR検査の結果が出るまで

* 陰性の場合⇒登園できます（ただし医師の診断に基づいて行動してください）

* 陽性の場合⇒①へ

③ 子どもや同居家族が念のためのPCR検査を受ける場合(抗原検査を除く)

対象者：会社の判断や自己判断などで念のためPCR検査を受ける方

利用自粛期間：検査することが決定してから、PCR検査の結果が出るまで

* 陰性の場合⇒登園できます

* 陽性の場合⇒①へ

* ③のみに該当する場合、就労などの理由により保育が必要な場合は施設を利用することができます。

④ 子どもが要待機者となった場合

要待機者：施設内で陽性者が発生し、濃厚接触の可能性があると施設が判断した方

利用自粛期間：佐賀県コロナチェックリストに基づき施設が指定する期間まで

⑤ 教育・保育施設が臨時休園となった場合

利用自粛期間：施設再開となるまで

登園できなかった場合の保育料について

①～⑤の理由により教育・保育施設を利用できなかった場合、保育料の日割り対応を行います(0～2歳児クラス)。この場合、保護者様からの申請書提出を確認後、対応を行います。申請書様式については子育て支援課又は各施設にて配布しています。市ホームページにも様式を公開しておりますので、ダウンロード、印刷の上ご記入ください。記入後は、施設確認印の押印を受けたうえで、子育て支援課又は各市民センター総務・福祉課へご提出ください（郵送可）。なお、施設で要待機者が発生した場合において保育料の日割り対応を行う際は、申請のとりまとめを施設に依頼する場合があります。

日割り計算した保育料については、次のとおり対応いたします。

(1) 唐津市が保育料を徴収している場合

→翌月以降の保育料もしくは未納保育料に振替えます。振替えることができる保育料がない場合は、登録口座へ返金します。

(2) 施設が保育料を徴収している場合

→各施設により対応が異なりますので、施設へお尋ねください。

保育料が変更となる場合でも変更後の保育料のお知らせは行いませんのでご了承ください。なお、給食費などの取扱いについては各施設により対応が異なりますので、施設へお尋ねください。

【注意事項】

薬局等の無料検査や自主検査（ご自身で行った検査）で陽性となった場合は、佐賀県陽性者登録センターへ登録申請し、陽性確定メールを受信していることが、保育料日割りの要件となります。（医療機関が実施する抗原検査・PCR 検査で陽性となった場合は、陽性者登録がなくとも保育料日割りの対象となります。）

保育の認定や保育料無償化に関する認定について

①～⑤の登園自粛に該当する場合、保育の必要性について特例的な取り扱いをします。**特例的な取り扱いの対象となる場合は、子育て支援課(0955-72-9151)までご連絡ください。**

<具体的な例>

・保育園に預けるためには月 60 時間以上の就労が必要だと思いますが、登園自粛の①に該当したため、就労実績が月 60 時間を満たすことができません。保育園は退所になりますか？

→登園自粛の①～⑤に該当する場合に限り、就労実績が月 60 時間を満たさない場合でも退所とはなりません。

新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ先

(1) 厚生労働省電話相談窓口 TEL：0120-565-653
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日も可）

(2) 唐津保健福祉事務所 TEL：0955-73-4186
受付時間：8:30～17:15（平日）

(3) その他

佐賀県のホームページに、コロナ関連の情報が掲載されています。

『佐賀県 新型コロナウイルス感染症について』と検索するか、下記 URL からアクセスし参考にしてください。

<https://www.pref.saga.lg.jp/list04342.html>

【本件に関するお問合せ】

唐津市保健福祉部子育て支援課 TEL：72-9151